

【表紙】

| | |
|------------|-------------------------------------|
| 【提出書類】 | 四半期報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の7第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成26年10月15日 |
| 【四半期会計期間】 | 第26期第1四半期（自 平成26年6月1日 至 平成26年8月31日） |
| 【会社名】 | シンワアートオークション株式会社 |
| 【英訳名】 | SHINWA ART AUCTION CO.,LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 倉田 陽一郎 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区銀座七丁目4番12号 |
| 【電話番号】 | 03(5537)8024 |
| 【事務連絡者氏名】 | 経理部長 益戸 佳治 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都中央区銀座七丁目4番12号 |
| 【電話番号】 | 03(5537)8024 |
| 【事務連絡者氏名】 | 経理部長 益戸 佳治 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第25期 第1四半期 連結累計期間 | 第26期 第1四半期 連結累計期間 | 第25期 |
|--------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 会計期間 | 自平成25年 6月1日 至平成25年 8月31日 | 自平成26年 6月1日 至平成26年 8月31日 | 自平成25年 6月1日 至平成26年 5月31日 |
| 売上高 (千円) | 131,862 | 262,161 | 1,385,463 |
| 経常利益又は経常損失 () (千円) | 62,574 | 67,667 | 122,147 |
| 四半期純損失 () 又は当期純利益 (千円) | 66,475 | 50,124 | 108,577 |
| 四半期包括利益又は包括利益 (千円) | 68,550 | 51,061 | 101,826 |
| 純資産額 (千円) | 1,273,304 | 1,561,722 | 1,644,727 |
| 総資産額 (千円) | 1,518,048 | 2,455,081 | 2,860,111 |
| 1株当たり四半期純損失金額 () 又は1株当たり当期純利益金額 (円) | 12.98 | 8.86 | 20.39 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期) 純利益金額 (円) | - | - | 19.49 |
| 自己資本比率 (%) | 82.8 | 63.1 | 57.1 |

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

4. 当社は、平成25年12月1日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期純損失金額 () 又は1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

なお、前連結会計年度末より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクにおいて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1)業績の状況

当第1四半期連結累計期間（平成26年6月1日～平成26年8月31日）におけるわが国の経済は、政府の金融政策、財政政策の効果もあり、概ね安定した企業業績と雇用環境が改善したことにより消費者心理も上向き、これらを背景に全体としては緩やかな回復基調が続いております。しかしながら、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動からの回復は当初想定よりも鈍く、また海外では中東やウクライナ情勢などの地政学リスクが高まり、中国・新興国の景気減速懸念と相まって引き続き国内景気を押し下げるリスク要因となっております。

このような環境のもと、当社グループは、当社の主たる事業であるオークション関連事業において高額美術品を中心とした優良作品のオークションへの出品及び富裕層を中心とした美術品コレクターのオークションへの参加促進に努めるとともに、再生可能エネルギー関連事業及び医療機関向け支援事業においては、安定的な収益の早期確保に向けた体制の構築に努めました。

セグメントの業績は次のとおりです。

なお、前連結会計年度末より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前年同四半期比較につきましては、前年同四半期の数値を変更後のセグメントに組み替えた数値で比較しております。

オークション関連事業

当第1四半期連結累計期間は、取扱高781,647千円（前年同期間比34.4%増）、売上高176,504千円（前年同期間比34.1%増）、セグメント損失54,408千円となりました。

）オークション事業

種別の業績は次のとおりです。

| 種 別 | 第26期第1 四半期連結累計期間 | | | | | | | |
|---------------------|-------------------------------------|------------|-------------|------------|---------------|---------------|---------------|------------|
| | 自 平成26年 6 月 1 日 至 平成26年 8 月 31 日 | | | | | | | |
| | 取扱高 (千円) | 前年比 (%) | 売上高 (千円) | 前年比 (%) | オークション 開催数 | オークション 出品数 | オークション 落札数 | 落札率 (%) |
| 近代美術オークション | 312,820 | 24.8 | 54,291 | 28.1 | 1 | 140 | 114 | 81.4 |
| 近代陶芸オークション | 46,175 | 11.4 | 11,725 | 2.4 | 1 | 197 | 178 | 90.4 |
| 近代美術Part オークション | 28,925 | 42.7 | 7,030 | 57.0 | 1 | 134 | 114 | 85.1 |
| その他オークション | 365,370 | 1,029.3 | 81,310 | 977.7 | 2 | 599 | 340 | 56.8 |
| オークション事業合計 | 753,290 | 36.8 | 154,357 | 39.2 | 5 | 1,070 | 746 | 69.7 |
| プライベートセール | 11,202 | 22.8 | 10,372 | 19.4 | | | | |
| その他 | 17,154 | 21.3 | 11,774 | 2.3 | | | | |
| オークション関連 その他事業合計 | 28,357 | 8.3 | 22,147 | 6.8 | | | | |
| オークション関連事業合計 | 781,647 | 34.4 | 176,504 | 34.1 | | | | |

当第1 四半期連結累計期間は、近代美術オークション、近代陶芸オークション、近代美術Part オークション及びBags/Jewelry&Watchesオークションを開催したほか、特別オークションとして「棟方志功 漆黒の宇宙、紅色のいのち」を開催しました。

「棟方志功 漆黒の宇宙、紅色のいのち」に出品された一連の作品は、極めて質が高く、本来であれば近代美術オークションに出品されるべきところを、趣向を凝らし、あえてワンオークションとして開催したものであります。結果として、近代美術オークションにおいては、前年同期間比で取扱高、売上高が減少しておりますが、特別オークション「棟方志功 漆黒の宇宙、紅色のいのち」は、出品点数は22点と少ないながらも、平均落札単価は1,300万円を超えて開催前の予想を大きく上回る結果となり、セグメントの取扱高、売上高に大きく貢献しました。

）オークション関連その他事業

プライベートセール部門では、当第1 四半期連結累計期間も積極的な取り扱いに努めました。その他、貴金属等買取サービスを積極的に行いましたが、前年同期間との比較では大口の取り扱いがなく、取扱高、売上高は、ほぼ前年同期間並みの実績となりました。

再生可能エネルギー関連事業

子会社エーバック株式会社が群馬県渋川市に建設した50kW級の小型太陽光発電施設の販売及び宮崎県西都市の穂北太陽光発電所の売電事業により、当第1 四半期連結累計期間の再生可能エネルギー関連事業の売上高は85,441千円、セグメント損失は10,220千円となりました。

その他

医療機関向け支援事業におきましては、平成25年6月より診療報酬債権ファクタリング事業を開始し、医療機関向けファクタリングのための具体的折衝を随時行っておりますが、当社の第7回新株予約権に係る資金調達の遅れと、当社からの一時貸付を再生可能エネルギー関連事業に対して優先的に行っていることにより、投資機会を見送る状況にあります。

以上により、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高262,161千円、営業損失65,412千円、経常損失67,667千円、四半期純損失50,124千円となりましたが、これらの実績値は、オークション関連事業の第2四半期及び第4四半期にオークションが多く開催されるという季節的変動要因の影響を受けたものであり、当連結会計年度の業績予想の範囲内で推移しているものであります。

(2) 財政状態に関する説明

財政状態の分析

(資産)

当第1四半期連結会計期間末における資産合計は、2,455,081千円となり、前連結会計年度末に比べ、405,030千円減少いたしました。その主な内訳は現金及び預金の減少493,674千円、製品の減少62,196千円、前渡金の減少168,271千円と、商品の増加60,835千円、仕掛品の増加122,748千円、その他流動資産の増加166,282千円によるものであります。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末における負債合計は、893,358千円となり、前連結会計年度末に比べ、322,026千円減少いたしました。その主な内訳はオークション未払金の減少50,280千円と短期借入金の減少253,800千円によるものであります。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産合計は1,561,722千円となり、前連結会計年度末に比べ、83,004千円減少いたしました。その主な内訳は利益剰余金の減少84,062千円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 18,000,000 |
| 計 | 18,000,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年8月31日) | 提出日現在発行数 (株) (平成26年10月15日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|------|--|----------------------------------|------------------------------------|--|
| 普通株式 | 6,516,100 | 6,516,100 | 東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード) | 権利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式で あります。なお、単元株式数 は100株であります。 |
| 計 | 6,516,100 | 6,516,100 | | |

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成26年10月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の内容
（平成26年5月21日取締役会決議による第11回新株予約権）

| | |
|--|-----------------------------|
| 決議年月日 | 平成26年5月21日 |
| 新株予約権の数（個） | 1,420 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 142,000 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 1株当たり361円 （1個当たり36,100円） |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成28年6月5日 至 平成31年6月4日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | （注）3 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注）4 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | （注）6 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注）7 |

（注）1．当社が、新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）以後、株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日以後、本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2．当社が、割当日以後、株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（本新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式における「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3．増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（1）本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

（2）本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記3．（1）記載の資本金等増加限度額から、上記3．（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4．新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、当社取締役会が正当な事由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権割当契約に違反した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。
5. 新株予約権の取得に関する事項
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、または当社が分割会社となる会社分割についての分割契約・分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき、株主総会の決議がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- (2) 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 本新株予約権の割当日から1ヶ月後の応答日より1ヶ月の間に、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1月間（当日を含む直近の21本邦営業日）の平均株価（1円未満の端数は切り下げ）が一度でも行使価額の80%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (5) 本新株予約権の割当日から6ヶ月後の応答日より1ヶ月の間に、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1月間（当日を含む直近の21本邦営業日）の平均株価（1円未満の端数は切り下げ）が一度でも行使価額の100%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (6) 本新株予約権の割当日から1年後の応答日より1ヶ月の間に、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1月間（当日を含む直近の21本邦営業日）の平均株価（1円未満の端数は切り下げ）が一度でも行使価額の115%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
6. 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記7.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
平成28年6月5日（本新株予約権を行使することができる期間の初日）と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から平成31年6月4日（本新株予約権を行使することができる期間の末日）までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記4に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権の内容
(平成26年6月13日取締役会決議による第12回新株予約権)

| | |
|--|------------------------------|
| 決議年月日 | 平成26年6月13日 |
| 新株予約権の数(個) | 3,000 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 300,000 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり364円 (1個当たり36,400円) |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成26年6月30日 至 平成31年6月29日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | (注)5 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)6 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | (注)8 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)9 |

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき190円で有償発行しております。

2. 本新株予約権の行使に際しては、当社が保有する自己株式を割当処分することを予定しております。

3. 当社が、新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)以後、株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日以後、本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

4. 当社が、割当日以後、株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式における「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記5.(1)記載の資本金等増加限度額から、上記5.(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者が死亡した場合、その相続人は相続した本新株予約権を行使することはできない。
- (2) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む直近の21本邦営業日)の平均株価(1円未満の端数は切り下げ)が一度でも行使価額(ただし、上記4に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)に50%を乗じた価格を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額(ただし、上記4に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)で行使期間の満了日までに行使しなければならないものとする。

7. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、または当社が分割会社となる会社分割についての分割契約・分割計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議)がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき、株主総会の決議がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
 - (2) 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記6に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (3) 本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
8. 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

9. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記9.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成26年6月30日(本新株予約権を行使することができる期間の初日)と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から平成31年6月29日(本新株予約権を行使することができる期間の末日)までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記6に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記7に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式総 数残高(株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金増 減額(千円) | 資本準備金残 高(千円) |
|--------------------------|-----------------------|------------------|----------------|---------------|------------------|-----------------|
| 平成26年6月1日～ 平成26年8月31日 | | 6,516,100 | | 920,203 | | 524,953 |

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年5月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年8月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|---------------|----------|----|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | 普通株式 859,800 | - | - |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式5,655,900 | 56,559 | - |
| 単元未満株式 | 普通株式 400 | - | - |
| 発行済株式総数 | 6,516,100 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 56,559 | - |

【自己株式等】

平成26年8月31日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数(株) | 他人名義所有株式数(株) | 所有株式数の合計(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|------------------|------------------------|--------------|--------------|-------------|------------------------|
| シンワアートオークション株式会社 | 東京都中央区銀座 7 - 4 - 12 | 859,800 | - | 859,800 | 13.20 |
| 計 | - | 859,800 | - | 859,800 | 13.20 |

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成26年6月1日から平成26年8月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年6月1日から平成26年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、UHY東京監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (平成26年5月31日) | 当第1四半期連結会計期間 (平成26年8月31日) |
|-----------------|-------------------------|------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 1,273,261 | 779,586 |
| 売掛金 | 5,065 | 3,969 |
| オークション未収入金 | 26,100 | 1,721 |
| 商品 | 462,129 | 522,964 |
| 製品 | 100,583 | 38,386 |
| 仕掛品 | 55,590 | 178,338 |
| 前渡金 | 235,137 | 66,866 |
| その他 | 84,613 | 250,895 |
| 貸倒引当金 | 31 | 48 |
| 流動資産合計 | 2,242,449 | 1,842,681 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物及び構築物(純額) | 7,410 | 6,997 |
| 機械装置及び運搬具(純額) | 292,440 | 287,843 |
| その他(純額) | 5,563 | 5,015 |
| 有形固定資産合計 | 305,415 | 299,857 |
| 投資その他の資産 | | |
| 商品共同投資 | 240,853 | 240,853 |
| その他 | 85,212 | 85,517 |
| 貸倒引当金 | 13,819 | 13,829 |
| 投資その他の資産合計 | 312,246 | 312,542 |
| 固定資産合計 | 617,661 | 612,399 |
| 資産合計 | 2,860,111 | 2,455,081 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 4,669 | 2,168 |
| オークション未払金 | 52,585 | 2,304 |
| 短期借入金 | 696,500 | 442,700 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 28,500 | 28,500 |
| 未払法人税等 | 20,310 | 1,296 |
| 賞与引当金 | 18,484 | 7,730 |
| 役員賞与引当金 | 24,415 | 2,909 |
| その他 | 67,058 | 108,662 |
| 流動負債合計 | 912,523 | 596,271 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 249,375 | 242,250 |
| 退職給付に係る負債 | 33,500 | 34,850 |
| 資産除去債務 | 7,386 | 7,386 |
| その他 | 12,600 | 12,600 |
| 固定負債合計 | 302,861 | 297,086 |
| 負債合計 | 1,215,384 | 893,358 |

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (平成26年5月31日) | 当第1四半期連結会計期間 (平成26年8月31日) |
|---------------|-------------------------|------------------------------|
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 920,203 | 920,203 |
| 資本剰余金 | 524,953 | 524,953 |
| 利益剰余金 | 412,053 | 327,991 |
| 自己株式 | 222,826 | 222,826 |
| 株主資本合計 | 1,634,383 | 1,550,321 |
| その他の包括利益累計額 | | |
| 為替換算調整勘定 | 1,708 | 1,708 |
| その他の包括利益累計額合計 | 1,708 | 1,708 |
| 新株予約権 | 6,507 | 8,502 |
| 少数株主持分 | 5,544 | 4,608 |
| 純資産合計 | 1,644,727 | 1,561,722 |
| 負債純資産合計 | 2,860,111 | 2,455,081 |

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成25年6月1日 至平成25年8月31日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成26年6月1日 至平成26年8月31日) |
|--------------------|---|---|
| 売上高 | 131,862 | 262,161 |
| 売上原価 | 41,526 | 123,001 |
| 売上総利益 | 90,336 | 139,159 |
| 販売費及び一般管理費 | 143,134 | 204,572 |
| 営業損失() | 52,798 | 65,412 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 58 | 127 |
| 為替差益 | - | 1,532 |
| 受取保険金 | 1,800 | - |
| 貸倒引当金戻入額 | 343 | - |
| その他 | 470 | 270 |
| 営業外収益合計 | 2,672 | 1,930 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 521 | 4,083 |
| 持分法による投資損失 | 1,517 | - |
| 新株予約権発行費用 | 8,554 | - |
| 為替差損 | 1,854 | - |
| その他 | - | 102 |
| 営業外費用合計 | 12,447 | 4,185 |
| 経常損失() | 62,574 | 67,667 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 1,450 | - |
| 事務所移転費用 | 2,318 | - |
| 特別損失合計 | 3,769 | - |
| 税金等調整前四半期純損失() | 66,343 | 67,667 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 406 | 369 |
| 法人税等調整額 | 555 | 16,975 |
| 法人税等合計 | 961 | 16,606 |
| 少数株主損益調整前四半期純損失() | 67,304 | 51,061 |
| 少数株主損失() | 828 | 936 |
| 四半期純損失() | 66,475 | 50,124 |

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成25年6月1日 至平成25年8月31日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成26年6月1日 至平成26年8月31日) |
|--------------------|---|---|
| 少数株主損益調整前四半期純損失() | 67,304 | 51,061 |
| その他の包括利益 | | |
| 為替換算調整勘定 | 1,245 | - |
| その他の包括利益合計 | 1,245 | - |
| 四半期包括利益 | 68,550 | 51,061 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る四半期包括利益 | 67,721 | 50,124 |
| 少数株主に係る四半期包括利益 | 828 | 936 |

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成25年6月1日至平成25年8月31日)

季節的変動要因

当社の事業構造として、オークションが第2四半期及び第4四半期に多く開催される傾向があるため、四半期連結会計期間別の業績には季節的変動があります。

当第1四半期連結累計期間(自平成26年6月1日至平成26年8月31日)

季節的変動要因

当社の事業構造として、オークションが第2四半期及び第4四半期に多く開催される傾向があるため、四半期連結会計期間別の業績には季節的変動があります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成25年6月1日 至平成25年8月31日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成26年6月1日 至平成26年8月31日) |
|-------|---|---|
| 減価償却費 | 1,426千円 | 5,530千円 |

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成25年6月1日至平成25年8月31日)

1. 配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|----------------------|-------|----------------|---------------------|------------|------------|-------|
| 平成25年8月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 10,094 | 200 | 平成25年5月31日 | 平成25年8月30日 | 利益剰余金 |

(注) 当社は平成25年12月1日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。1株当たり配当額は、株式分割前の金額で記載しております。

当第1四半期連結累計期間(自平成26年6月1日至平成26年8月31日)

1. 配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|----------------------|-------|----------------|---------------------|------------|------------|-------|
| 平成26年8月28日 定時株主総会 | 普通株式 | 33,937 | 6 | 平成26年5月31日 | 平成26年8月29日 | 利益剰余金 |

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成25年6月1日 至平成25年8月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

| | 報告セグメント | | | その他 (注) | 合計 |
|----------------|----------------|-----------------------|---------|------------|---------|
| | オークシ ョン関連事業 | 再生可能 エネルギー関連 事業 | 計 | | |
| 売上高 | 131,634 | - | 131,634 | 228 | 131,862 |
| セグメント 損失() | 46,660 | 3,324 | 49,984 | 2,814 | 52,798 |

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、医療機関向け支援事業を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

セグメント損失()の合計額は、四半期連結損益計算書の営業損失と一致しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成26年6月1日 至平成26年8月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

| | 報告セグメント | | | その他 (注) | 合計 |
|----------------|----------------|-----------------------|---------|------------|---------|
| | オークシ ョン関連事業 | 再生可能 エネルギー関連 事業 | 計 | | |
| 売上高 | 176,504 | 85,441 | 261,945 | 216 | 262,161 |
| セグメント 損失() | 54,408 | 10,220 | 64,629 | 783 | 65,412 |

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、医療機関向け支援事業を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

セグメント損失()の合計額は、四半期連結損益計算書の営業損失と一致しております。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社及び当社の連結子会社は、オークションの企画、運営を行うオークション関連事業と再生可能エネルギー関連事業、医療機関向け支援事業を行っております。

前連結会計年度末より、より合理的な経営判断を行うために、報告セグメントを従来の「近代美術オークション」、「近代陶芸オークション」、「近代美術Part オークション」、「その他オークション」、「プライベートセール」、「再生可能エネルギー関連事業」の6区分から、「オークション関連事業」、「再生可能エネルギー関連事業」の2区分に変更しております。

なお、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを記載しております。

4. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成25年6月1日 至平成25年8月31日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成26年6月1日 至平成26年8月31日) |
|---|---|---|
| 1株当たり四半期純損失金額() | 12円98銭 | 8円86銭 |
| (算定上の基礎) | | |
| 四半期純損失金額()(千円) | 66,475 | 50,124 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - |
| 普通株式に係る四半期純損失金額() (千円) | 66,475 | 50,124 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 5,120,100 | 5,656,300 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要 | | |

(注) 1. 当社は、平成25年12月1日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純損失金額()を算定しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年10月15日

シンワアートオークション株式会社

取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 谷田 修一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鹿目 達也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシンワアートオークション株式会社の平成26年6月1日から平成27年5月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成26年6月1日から平成26年8月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年6月1日から平成26年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、シンワアートオークション株式会社及び連結子会社の平成26年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。